

一般社団法人 日本環境教育学会 研究委員会規程

2020年 3月 7日 制定

2021年 9月25日 改訂

2025年 6月27日 改訂

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境教育学会定款第44条に基づき、研究委員会の運営に必要な事項を定めるものである。

2 研究委員会は本学会の目的遂行のために、会員の研究活動の活性化及び支援、環境教育の調査・研究活動を行う。

(委員長)

第2条 研究委員長は、委員会規程第4条に基づき、業務執行理事が就任する。研究委員長は、委員会規程第5条に基づき、補佐役として副研究委員長を任命することができる。

(委員)

第3条 研究委員は、委員会規程第6条に基づき、理事会より委嘱を受けた者が就任する。

2 各研究会の代表者は、研究委員会の委員となるものとする。

3 各支部は支部推薦による研究委員を選出するものとする。

(業務)

第4条 研究委員会は、次の業務を行う。

1. 全国の研究活動の活性化
2. 研究会の管理・運営と支援
3. 研究実践奨励賞の審査への協力
4. その他、第1条2項に該当する業務

2 前項の業務については、他の委員会と協働して行うことができる。

(委員会)

第5条 研究委員会は委員長が召集する。議決は出席した委員の過半数をもって決する。

2 研究委員会は必要に応じて電子メール等の電子媒体を使って開催することができる。

この場合、議案発信後1週間を超えて回答がない場合は異議のないものとみなす。

(規程の改訂)

第6条 本規程を改訂する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、2025年6月27日から施行する。